

荒川区居宅介護支援事業所人材確保・育成支援助成金

事業の目的と概要

居宅介護支援事業所のケアマネジャーの人材確保策として、区内の居宅介護支援事業所に勤務するケアマネジャーの資格の更新等に係る研修受講費用等を事業者が負担した場合に、その費用を助成します。これにより、ケアマネジャーの経済的負担を軽減するとともに、事業所における人材確保及び育成を図り、区民に質の高いケアマネジメントを提供することを目的としています。

助成対象者

区内に居宅介護支援事業所を有する指定居宅介護支援事業者

助成金の交付額

助成対象経費の全額（10/10）

助成対象期間

下表1～3の研修 研修修了後3か月以内に就労を開始したもの
 下表4～9の研修 令和6年4月以降に受講決定し、受講するもの

交付申請

下表1～3の研修 就労開始後1か月以内に交付申請
 下表4～9の研修 受講決定後1か月以内に交付申請

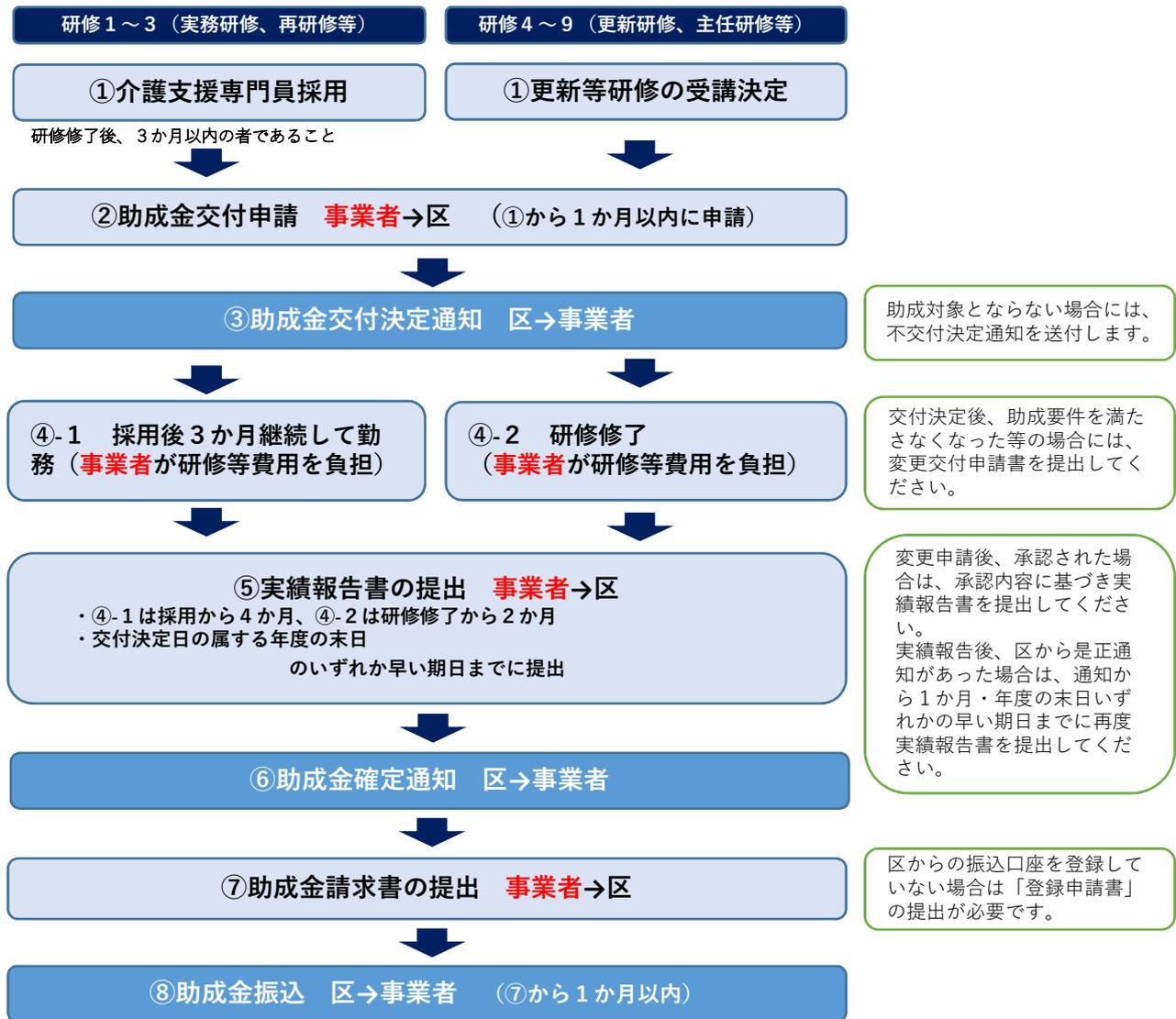
助成対象経費及び要件

助成の対象となる対象経費及び助成要件は下表のとおり

	助成の対象となる研修	助成対象経費	助成要件
1	実務研修 (87時間)	<ul style="list-style-type: none"> ● 資格取得試験受験料 ● 研修受講料 ● 介護支援専門員登録申請、介護支援専門員証交付手数料 	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修修了後3か月以内に介護支援専門員として区内居宅介護支援事業所で就労を開始し、かつ開始後3か月間就労を継続し、荒川区の被保険者のケアマネジメントの実務に従事していること。
2	再研修 (54時間)	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修受講料 ● 介護支援専門員証交付手数料（研修6・8を除く） ※専門員証の更新交付申請を実績報告書の提出期間内にできる場合に申請可能	
3	更新研修（実務未経験者） (54時間)		
4	更新研修（専門Ⅰ・Ⅱ相当） (88時間)		
5	更新研修（専門Ⅱ相当） (32時間)		
6	専門研修課程Ⅰ (56時間)		<ul style="list-style-type: none"> ● 研修修了後2年以上、同一事業所で介護支援専門員の実務に従事する見込みであること。
7	専門研修課程Ⅱ (32時間)		
8	主任介護支援専門員研修 (70時間)		<ul style="list-style-type: none"> ● 実務における担当人数が5人以上、かつその担当数のうち荒川区の被保険者の割合が1/2以上であること。
9	主任介護支援専門員更新研修 (46時間)		

他の公的機関等から他の類似の助成を受けている場合は対象外です。

助成金交付申請の流れ



助成金申請に係る注意事項

- 本事業は、ケアマネジャーが支払った研修等費用について事業者が負担した場合に助成するものです。
- 交付申請書、実績報告書の提出には期限があります。期限内に提出されない場合は、不交付または、交付決定取消となる場合があります。
- 居宅介護支援事業者がケアマネジャーの人材を確保し、育成することを目的としています。交付申請書には、具体的な離職防止策や人材育成の計画を記入してください。
- 研修4～9（研修6及び8を除く）の受講後、介護支援専門員証の更新交付申請を行う場合、交付申請手数料も助成の対象になりますが、手続きが完了し、期限内（研修修了後2か月以内）に実績報告書を提出できることが条件となります。
- ケアマネジャーまたは居宅介護支援事業所が、助成対象となる研修等費用について、**他の公的機関等から類似の助成を受けている場合は、この助成金は対象となりません。**
- 書類の提出は窓口または郵送で受け付けます。

助成金の申請・問合せ

〒116-8501 荒川区荒川2-2-3 荒川区福祉部介護保険課事業者支援係（区役所2階①-2窓口）
介護人材育成担当 TEL 03-3802-3111（代表） 内線2446